

ドイツ弁護士会、 パリ弁護士会を訪問

—押し寄せるグローバル化への対応—

国際委員会

弁護士業界にも国際化の波

今や司法制度改革は最大の山場を越えようとしております。外弁問題の大転換も1年余り先に迫ってきました。今までは英米系の法律事務所も特定共同事業という形でしか日本社会に参入できなかったのが、外国法事務弁護士が日本人弁護士を雇い、1つの事務所で広く日本の法律事務を行なえるようになるのです。2005年のこの大変化を予測して、10社以上の弁護士職業斡旋会社が東京にひしめいています。この変化を目して、英米系の法律事務所の中には「我々の天下だ」と謳歌する者、「日本にとっても真の国際化のチャンス」「これで日本の弁護士も進歩できる」と礼賛する者など、様々です。約10年前、ドイツ、フランスに英米系の法律事務所が一斉に進出しました。結果は、両国ともトップ10大事務所の大半、いやトップ50大事務所の多くが、英米系大事務所（ビッグ4の会計事務所を含む）で占められるに至りました。

また、単に数の問題だけではなく、質的にも弁護士の世界が大きく変化しています。顧客の顔を知らない若手弁護士。狭い極く一部の分野に特化しすぎたアソシエート。多発する自殺者や鬱病患者。これらの実情を直接その当事者らから聞き取り調査するため、国際委員会の正副委員長、2003年度担当理事者である箕輪正美副会長の5名が、3月15日から18日までドイツ弁護士会、パリ弁護士会を訪問しました。



ドイツ弁護士会では…

ドイツ弁護士会からは、十分なレジメとともに、こちらと同じ5名の弁護士（会長、国際担当副会長クラス3名と事務局長）が出席され、2日間にわたり突っ込んだ議論ができました。その結果、ドイツの弁護士世界が次のような非常に危機的状況にあることを知り、一同ショックを受けた次第です。

その第1は、人口8000万人に対し12万6000人（昨年末）の弁護士がおり、現在でも弁護士数が非常に多いばかりか（なお、単独事務所の弁護士数が5万人と予想外に多い）、毎年5000人から6000人ずつ増加していることです。

第2に、上記のと通りの英米系事務所の進出という状況下で、若手弁護士にとって殊に先行きに明るさが見えない点です。ドイツの10大事務所のうち7つは英米系です。そこでは、ロンドン、ニューヨークの司令塔の指揮どおりに動かざるを得ない現実があります。

第3に、1992年から2002年の10年間で、弁護士業界全体の収入が14%ダウンしています。その結果、単独弁護士の平均所得が2万5000ユーロ（日本円で約300万円）であることです。ドイツでは法廷事件では法律に基づく報酬規定（訴訟物の価格に応じたもの）がありますが、実務上は次第に崩れてきております。一方、大事務所のパートナーの時間当たりの請求金額は300ユーロ（日本円で4万2000円）で、トップクラスのパートナーでは500ユーロ（日本円で6万5000円）



ドイツ弁護士会会長（左から4人目）とともに

以上となっています。近年の不況を反映して、ここ1年ないし2年の弁護士業界全体の収入はマイナスで、特に企業買収や株式上場に関する案件の減少から、英米系大事務所も中小事務所と縄張りを争うようになっています。英米系の事務所はドイツのリーガルマーケットの4ないし8%を占めるに至っているとのこと。

第4に、英米系の大事務所のパートナーとアソシエートの比率は、理想的な1対3ないし1対5ではなく、中には1対25などというひどい例もあり、アソシエートがいつパートナーになれるのか見透せない状況です。さらに、これら英米系大事務所では、パートナー、アソシエートの区別を問わず人の流動性が高く、辞めたり途中で採用したりすることも多く見られます。

以上のような諸問題の対策として、ドイツ弁護士会でも様々な対策を打っているようで、その1つとして、専門分野の確立に力を入れ定期的に講習会を行ない、認定証書を発行するなどしています。

パリ弁護士会では…

パリ弁護士会では、国際委員会会長のVovan弁護士と国際委員会の日本担当Montfort弁護士のお話を伺うことができました。

パリでも、トップ50のうち半数くらいが英米系の事務所です。ただ歴史も長く、フランス人パートナーの数が多いためか、ドイツほど地元パートナーは脅威に感じていないようです。また、ドイツに比較し人口比で弁護士数が少ないことから、ドイツ弁護士会のお話にくらべ深刻さの度合は小さく、まだ余裕があるように思われました。

しかし、トップ10にフレッシュフィールド、クリフォードチャンス、リンクレータースなどの常連が入って

いる点は同様です。また、10位にデロイトトウシュが入っており、英米系の弁護士事務所の進出によるMJP（Multijurisdictional Practice of Law：外国弁護士による法曹実務）が1990年当初に大問題であったのとは違い、今のパリではいわゆるMDP（Multidisciplinary Practice：異業種間共同経営）がより大きな問題とされているようです。しかし、若いアソシエートが顧客の顔を知らないとか、パートナーになりにくいとか、ドイツと同様の問題もあるようです。



ブランデンブルク門の前で

東京弁護士会の取り組み

東京弁護士会の国際委員会は、今回のドイツ、パリ弁護士会訪問の成果を夏期合同研究において皆様にご報告し、弁護士人口の増加の時代に備え、皆様と一緒に考えたい所存でおります。

この外、当委員会は、ニューヨーク、ロンドン、パリなどの弁護士会とともに世界大都市弁護士会サミットでの創立メンバーのひとつとして、それら弁護士と定期的に意見交換をするなどグローバル化の現状に対応した活動を行なっておりますが、今回のように特定の問題に関して本音の話が伺えたことは非常に有意義でした。

今年は、上海で上記の世界大都市弁護士会サミットがあり、また昨年夏に東京弁護士会がIBA（International Bar Association）の賛助会員になったことから、IBAの総会にも参加することを予定しております。

（国際委員会前副委員長 栗林 勉）